

2024年度事業実績報告書

2025年4月30日

愛媛県議会議長 福羅 浩一 様

議員氏名 石川 稔



印

主な政務活動の実施状況について、次のとおり報告します。

I ・ 新居浜での県がかかわる道路等のインフラの整備

2024年は新居浜にとって大きな転機となる一年だった。

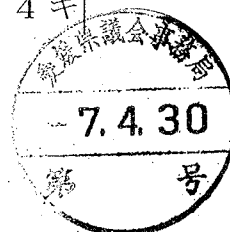
現在、新居浜市では市の東西を走る国道11号バイパス、四国山脈の山裾を東西に走る市道・上部東西線、そして南北に走る県道新居浜港線の都市計画道路の西町・中村線、さらに県道新居浜東港線の都市計画道路の郷・桧の端線、という大きくは4本の道路の整備が進められています。

これらの道路整備によって新居浜市内での移動の直進性が増し、交通量が分散されて渋滞が緩和され、安全性、利便性の向上と共に人と物の流れが変わり、地域経済の活性化につながるものとして大いに期待しています。

そのような中で2024年は国道11号バイパスや西町中村線の整備の進捗により、新居浜市内の道路事情としては画期的な年となりました。

その国道11号バイパスは、整備予定区間は全長9.3kmで、1992年に私が住むすぐ近くの東田地区の0.5kmが供用開始され、あれから実に33年が経過しました。それを契機に整備区間は徐々に西進し、2018年12月に萩生～大生院地区に至る1.5kmの区間の4車線化の拡幅工事が完成し、国道11号バイパスの最も西の区間の3.5kmが完成したことで5.9kmが供用開始され、渋滞も緩和し所要時間も大きく短縮されました。

そして2024年、4月27日には、本郷～西喜光地間の1.1kmの区間が供用されることになり、これで西側の既整備区間の3.5kmと東側の2.4キ



口の既整備区間が繋がり、整備予定区間のうちの7km、全体の4分の3が連続して供用されることになりました。これで国道11号バイパスとしての機能が格段に向上し、単に1.1kmの区間が開通した以上の大きな意味を持つこととなり、未整備区間はいよいよ2.3kmとなりました。

また、新居浜港線は全長2.2kmで、JRの予讃線とアンダーパス方式で整備を進め、11号バイパスの1.1km区間の供用開始に合わせてこの区間の整備を進めてきましたが、昨年4月27日にこのアンダーパス区間が供用されるようになりました。当然の事ながら予讃線の踏切を通過しないことによって、踏切での列車の通過待ちによる渋滞はなくなり、安全性、速達性が格段に向上しました。

さらに新居浜東港線もこれまで整備を進め、全長3.7kmの内、予讃線を跨ぐ区間が完成したのが2015年でもう10年が経ち、未整備区間は0.7km弱と伺っています。この路線が完成し、将来的にはこの路線と国道11号バイパスが交差することで新居浜インターチェンジから新居浜市内、東部工業団地へのアクセスが格段に向上し、人、物の流れが大きく変わるのではないかと期待します。そして、もう既にこの路線の沿線では新たな工場や物流センターの建設も進んでいます。

昨年12月の補正予算においても事業費が追加され、来年度においては、更なる整備の進捗が期待されるところです。

これらを含めて市内の道路などインフラの2024年度の進捗状況以下にまとめてみました。

【市内の道路などインフラの2024年度の進捗状況】

2025.3

1. 国道11号バイパスの24年度の主な事業内容

2024年の4月27日に西喜光地町～本郷一丁目（1.1km）区間が開通し、東田から大生院までの7km区間が繋がりました。

2024年の事業費は9億5千万円で、残る区間の船木～東田（2.3km）の水文調査、構造物等設計、用地調査及び用地買収を実施しました。

2024年12月補正では6千万円の増額で合計10億1千万円となりました。

2. 郷・桧の端線の24年度の事業内容

2024年度の事業費は3億5,800万円で、終点側の東田地区において、

高架橋の下部工事や市場川の橋梁架設工事を行う他、終点側で残っている用地買収などを促進させました。

2024年12月補正で1億7千4百万円の増額で、合計5億3千200万円となり、25年度は市場川の北側の約130mの区間を供用させます。

3. 西町・中村線の24年度の事業内容

2024年度の事業費は1億8千万円で、昨年4月27日に開通したJR予讃線のアンダーパス区間(0.5km)に並行する既存の県道のJRの横水踏切付近の道路改良や国道11号新居浜バイパスの南側の未整備となっている歩道整備を進めました。

また、滝の宮町から政枝町までの現道の拡幅区間(0.4km)では、東川に架かる滝の宮橋の下部工事に着手し、残っている用地買収を行いました。

2024年12月補正で約8千5百万円が増額され、事業費は合計約2億6千百万円となりました。

4. 新居浜別子山線の24年度の事業内容

2024年度の事業費は2億5千万円で、離合箇所となっている日浦地区の道路拡幅工事や防災(法面・落石)対策工事を行ったほか、大永山トンネルや橋梁の補修工事を行いました。

5. 二級河川の東川の河川整備基本方針及び河川整備計画

二級河川の東川の河川整備の着手に向けて、2021年8月に河川整備基本方針、2022年3月に河川整備計画を策定し、2023年度から新規事業化しました。

2024年度の事業費は5千400万円で、河川改修に伴う橋梁架替えや取水堰改修のための詳細設計を実施しており、道路橋管理者、取水堰管理者などの関係機関との調整を進め、24年度から用地取得に向けた用地測量に着手しました。

6. 河床掘削・樹木の伐採

「防災・減災対策、国土強靱化のための5カ年加速化対策」として、国領川や東川において、2021年度から2025年度までの5か年で河床掘削及び河道内の樹木の伐採をしています。

2024年度は、国領川が2億円、尻無川が1千万円、東川が3千万円、渦井川が5千万円で、いずれも昨年の6月までにすでに工事を契約し、流下断面を確保するための堆積土砂撤去や樹木伐採を進めています。

7. 多喜浜新田海岸の耐震化対策

全体計画区間 1,140m、樋門1箇所。

2018年度から耐震化工事に着手しており、2019年度に長岩樋門の耐震化を完了。2020年度からは、2工区（遊水池南側）240m区間の堤防耐震化工事に着手しており、2023年度は事業費5千万円で2工区の工事を進めました。

2024年度は、事業費4千万円で引き続き2工区の工事の進捗を図りました。

8. 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定

全体：193箇所（土砂100箇所、急傾斜78ヶ所、地すべり15箇所）

2021年5月までに、新居浜市内の全193ヶ所において土砂災害警戒区域等の指定を完了しています。

さらに、高精度な地形情報等を用いて抽出した新たな土砂災害危険箇所について、2024年度を目途に、ランクⅠ（保全人家5戸以上又は公共施設が区域内に含まれる箇所）70ヶ所の土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を進め、基礎調査完了後、地元説明会を開催した上で区域指定を行う予定です。

その後は、ランクⅡ（保全人家4戸以下）83ヶ所について、2028年度を目途に基礎調査を行い、区域指定を進めます。

9. 新居浜警察署の建て替え

150人近くが勤務する新居浜警察署は、1970年10月に建てられ、もう55年が経ち、老朽化、狭隘化が著しくなっています。



そこで、今後6年間で約35億円投じ現在の敷地に建て替えます。

現在の3階建て約2,100㎡から6階建ての約4,400㎡にすべく24年度に設計、調査として1億5千万円を予算化し、最終年度の2029年に旧車庫の解体と宿舍建設を行い、工事を完了させます。

—以上—

Ⅱ・次に手話言語の普及について

私事で恐縮ですが、私はつい最近まで耳の調子が悪く、会話や音が聞き取りにくく、日常生活に支障をきたすので、とうとう近くの耳鼻咽喉科に行きました。その初対面の先生から「石川さんクラスの症状なら総合病院を紹介します」と言われ、その後、総合病院に行きました。そこでの診断は「慢性中耳炎の急性憎悪」というもので、私がある疾病で放射線治療を行っていたことも原因の一つであるとのことでした。そんな自分の聴覚に不便さを感じている折に聴覚障がいに関する2つのニュースに接することになりました。

一つは聴覚障がい者に配慮したミニパトカーの導入です。

1月の末、高速道路でミニパトを輸送するキャリアカーを見かけましたが、後日の報道により、新型警光灯を搭載した新しいミニパトカーの導入のためであったことを知りました。これまでの警光灯は内部のライトが0.5秒間隔でフラッシュ点灯するパターンのみで、追跡や現場に急行する緊急走行か、通常のパトロールでの走行か、聴覚障がい者は区別ができません。そこで、緊急走行とは違うパターンで点灯する機能を追加して、聴覚障がい者が判断しやすいよう配慮したそうであります。また、発光ダイオードになって視認性も向上しており、今後、全てのパトカーへの配備が期待されます。

2つ目は、聴覚障がい者の交通死亡事故に関する判決です。2018年2月に当時11歳の女子児童が交通事故によって死亡した際の逸失利益が争われた裁判で、一審の大阪地裁判決は全労働者の賃金平均の85%に減額していたことに対し、1月20日の大阪高裁判決は、逸失利益を減額しないこととし、その後、判決が確定しました。

これまでの同様の裁判例では、2021年に山口県下関市で視覚に障がいのある女子高校生が重い後遺症を負った交通事故で、広島高裁は逸失利益を全労働者の賃金平均の8割と認定したほか、同年、名古屋地裁は事故死した聴覚障がいのある男子大学生について、大卒男性の賃金平均の9割と判決しました。対して今回の大阪高裁の判断についてある識者は、「当然の結論であり、画期的な判断だが、障がいを理由とした逸失利益の減額そのものを一律NGとした訳ではない」としました。即ち高裁は、障がい「顕著な妨げ」となっている場合には、逸失利益の減額が可能だという前提を崩しておらず、その上で、障がいの程度やコミュニケーション能力、就労や職場環境、障がい者を取り巻く将来像などについて様々な証拠を吟味し、「顕著な妨げ」が認められないから、逸失利益の算定に当たって減額しないという結論を導いたこととなります。

この判決で「この女子児童は学年相応の言語力と学力を身に付けており、健常者と同等に働くことが十分に可能であった」としています。言語力や学力を生かし、コミュニケーションする力が重要となりますが、その意味では、手話も極めて大きい役割を果たすことになると思います。

私の名前は「石川　みのる」です。

私はたったこれだけの手話しかできませんが、それでも耳の不自由な方たちの会で披露するととても親近感を持っていただけます。

2011年、「言語」には「手話」を含むと条文化された改正障害者基本法案が参議院本会議において全会一致で可決、成立し、日本で初めて、手話の言語性が法律に定められました。

また、手話を言語として位置づけ、耳が不自由な人が暮らしやすい環境を整えるよう、2013年に鳥取県が手話言語条例を制定したことを皮切りに、2025年1月末現在で39都道府県、21区、364市、など556の自治体で手話言語の条例化をしています。

昨年制定した高知県では、今後、手話言語の普及のため、市民や事業者向けに啓発用のリーフレットや動画を制作して周知を図るほか、県職員や事業者に手話の研修を行い、学校でも手話への理解を深める教育を実施するなど、手話を使いやすい環境整備を進めるそうであります。関係者は、「生きていく上で言葉は命と同じくらい大事で、耳が聞こえない人にとって手話言語という『ことば』が命だと言える。自分の周りにいる耳が聞こえない人も同じ生活者だ」という意識を持ってくれる人が増えることが一番の希望だ」と理解を求めています。

私は聴覚に障がいを持つ方にとっての手話は、自らを表現し、意思疎通する上で、特に災害時においては自らの生命を守る極めて大事なアイテムだと思います。そのためには今よりもさらに、手話がコミュニケーション手段として普及し、利用の促進が図られるべきと考えます。

Ⅲ・自殺問題。

1月末の厚生労働省の発表によると、2024年の自殺者数は暫定で2万268人、前年より1,569人、7.2%の減少となりました。

我が国の自殺者数は、1998年以降、14年連続して3万人を超える状態が続き、2003年には統計を取り始めた1978年以降で最多の3万4,427人となりましたが、その後は減少し、2012年には3万人を下回り、2

019年には2万16.9人まで減少。しかし、コロナ禍に入った2020年に増加するなど、近年は、高止まり傾向と言えます。

更に長期的な推移で見ると、第二次世界大戦後、1955年前後に自殺者が増加し、1958年に2万3,641人をピークとする最初の山を形成した後、高度成長期には1万4千人台前半まで減少したものの、その後は増加傾向となり、1986年には2万5,667人をピークとする2つめの山を形成し、1998年に急増しています。その後も高水準で自殺者数が推移し、去年は2,663人にまで減少した交通事故の死者数に比べ、ここ数年は7～8倍という多さとなっています。

わが国は、若年層の死因の1位が自殺であります。2024年の子どもの自殺者数は過去最多の527人、内訳は小学生15人、中学生163人、高校生349人となっており、15歳から39歳の各世代での死因で自殺が最も多いのは先進国では日本だけに見られる事態で、人口10万人当たりの死亡率も他の国に比べて高い傾向となっています。

本県でも、自殺者数は2003年の450人をピークに減少傾向にありましたが、2019年から増加傾向に転じ、特に40歳未満の若年層が常に2割程度を占めており、10代、20代、30代の死因は自殺が最も多く、極めて深刻です。

県では、2007年度から3年間、自殺率の高い自治体においてモデル事業を実施するなど対策を講じてこられましたが、2022年の国の第4次自殺総合対策大綱では、自殺死亡率を2026年までに対15年比で30%以上減少させることを目標としています。現在、県では、2020年度からの県自殺対策計画に基づき、若年層対策を重点項目に位置付け、心と体の健康センターや各保健所を中心に様々に取り組まれていることと思いますが、毎年200人以上の県民の尊い命が自殺により失われている現状では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、更にその取組みを推進していく必要がある。

IV・次にエネルギー政策。

2025年2月18日、国のエネルギー政策の方向性を示す第7次エネルギー基本計画が閣議決定されました。第6次計画の策定以降の状況変化を踏まえ、今後は「再生可能エネルギーと原子力を最大限活用」することとし、第6次計画に記された「再生可能エネルギー最優先の原則」も「可能な限り原発依

存度を低減する」との記述も削除されてしまいました。昨年暮れに原案が公表された際に、一部の専門紙では、「環境に傾き過ぎていた『S + 3 E』のバランスを安定供給第一に引き戻した」と評価し、「産業の視点、現実解導く」との見出しもありましたが、私は自分の目を疑い、大いに失望したのであります。

関連資料として付された「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」では、暫定値として電源構成の4～5割程度を再生可能エネルギー、2割程度を原子力、3～4割程度を火力としています。第6次で原子力が20～22%とされていたから、「同程度」あるいは「抑制された」とする報道もありましたが、実は電力量の見通しが2～3割近く増しているのです、原子力の発電量も相当程度の増となります。

また、次世代革新炉の開発・設置については、2023年に閣議決定されたGX基本方針において、廃炉決定した原子力発電所の敷地内での建て替えが対象であったものを、基本計画では廃炉決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所内での建て替えとあり、対象が拡大されたほか、その他の開発などは、各地域における再稼働状況や理解確保の進展等、今後の状況を踏まえて検討していくとされています。

すなわち、新規立地こそ認めていないものの、九州電力の玄海で廃止した代わりに、川内原発で次世代革新炉の建設が可能となるほか、山口県の上関原発なども、「その他の開発」として可能になるのではないかと訝ることもできるのであります。

一方、何時までたっても竣工できない六ヶ所村の再処理工場の運転期間を「中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出するという方針の下、そのために必要となる同工場の安全性を確保した安定的な長期利用を進める」などと、非現実的な方針を打ち出しています。伊方原発等で発生する使用済みMOX燃料については、研究開発を進めて再処理技術を確立し、「その成果を六ヶ所再処理工場に適用する」としていますが、私にはとてもこれが現実解とは思えません。再処理工場建設に関しては何度も申し上げているとおり、まさに膨大な時間と金をつぎ込んでエンドレスと言える状況にあり、核燃料サイクルという夢は破綻しており、私は速やかに脱原発に舵を切るべきと思います。

これまでの県の基本的なスタンスは、既存の原子力発電所については将来的には依存しないことが望ましいが、コスト、出力、安定供給の3条件を満たす代替エネルギーが見つかるまでは、安全対策を追求し運転継続に向き合ってい

かざるを得ない、としていたと思いますが、国のエネルギー政策の新たな方向性が示され、間も無く3月11日を迎えようとする今、改めて、県の考え方を確認したい。

V・新居浜東高校の健康スポーツ科。

2023年の県立学校振興計画では県立高校の統廃合、再編が計画され、この4月からも生徒の減少が主たる要因で、閉校となる分校もあります。

県教委では、単なる統廃合ではなく、それぞれの学校の特色やポテンシャルを生かしつつ、その魅力化という点にも大変に腐心されて取り組まれていると推察を致します。しかし、その地域の中でシンボリックな小・中学校や高校が減ったり、無くなったりすることによってさらに人口減が進むのではないかと一抹の不安を抱くのは私一人ではないと思います。

私の母校である新居浜東高校は、2016年にこれまでの普通科に健康・スポーツコースを新設しました。そして、この4月には県立高校では初めて、その健康・スポーツコースが健康・スポーツ科として生まれ変わり、これまで以上に健康、スポーツに関してより専門性を高める高校へと一步を踏み出すこととなりました。

振り返ってみれば、私は2007年6月26日、県議会議員となって初めての登壇で地域の声を届けるべく新居浜東高校へスポーツ学科の新設を、という質問をさせていただきました。もうあれから18年という星霜を経ることとなりました。

それは当時の10年後にえひめ国体が開催されること、そしてその前年に新居浜市が重要施策として県に要望をしていたことがありました。また、中学校まではスポーツの分野でそれなりの成績を残す新居浜の中学生ではありますが、高校の進学となるとその受け皿を新居浜市内の高校で見いだすことができないのか、少くない数の秀逸なアスリートが市外の高校へ進学している状況を何とかしたいという地域の思いもありました。

この2007年の私に質問に対して教育委員会は、①継続して一定数の入学者の確保 ②卒業後の進学、就職などの進路 ③学校体育施設の整備や専門スタッフの配置、などの課題を挙げられました。

このような質疑を経て9年経った2016年4月には、県内の県立高校では東温高校のスポーツ健康類型に続いて、2番目に新居浜東高校に体育の専門知識や技能を学ぶコースが新設されました。

そして、その年の２０１６年９月議会で私は新居浜東高校 健康・スポーツコースを維持・発展させていく上で、かつて課題となっていた点をいかに克服し、スポーツの活発な特色ある学校にし、魅力を高め、地域の期待に応えていくのかを質問しました。

それに対して県教育委員会は、スポーツ指導者として、優れた経歴を持つ校長や教頭をはじめ、陸上競技の全国大会優勝、ヨットの国際大会出場、Ｊリーガー育成などの実績を有する教員を同校に配置し、新居浜市の協力を得て、近隣体育施設の優先的使用に努めるなど、充実した教育環境の整備に取り組んでいる、と答えられました。

そして、この答弁から９年を経て、この４月からは、県内の県立高校では初めて健康・スポーツ科がスタートします。その新たな学科は外部団体や専門家とも連携し、スポーツ、健康に特化した最先端の技術や理論を学習できるほか、様々な実習や野外活動なども行い、さらに小学校等への運動指導やスポーツクラブとの交流などを行う学科となると伺っています。

これまでの健康・スポーツコースにおける成果や課題を踏まえ、指導者の配置や施設の整備等が必要と考えますが、新居浜東高校健康スポーツ科を、ソフト・ハード両面からどう整備し、どのような人材を育成するのか極めて興味深い。